

# 特集 子どもにやさしいまちづくり計画（後期計画）策定

●6月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間  
後部座席、チャイルドシートを正しく着用しましょう

あなたの子育て  
しっかり応援

## 子育て関連の主な手当や支援制度

子育て支援課 ☎35-3140 福祉課 ☎35-3139 健康推進課 ☎35-3160 市民課 ☎35-3137 教育総務課 ☎35-3153 学校教育課 ☎35-3154

対象	取組み	内容	担当課
妊娠前	特定不妊治療費助成	特定不妊治療に対して年間20万円を限度に通算5年間助成(所得制限あり)	健康推進課
妊娠中	妊婦健康診査受診票の交付	妊婦一般健康診査受診票14枚を交付	健康推進課
出産後	出産育児一時金	1人につき42万円を支給(産科医療補償制度の3万円を含む) *国民健康保険加入者は市民課から、それ以外は勤務先の健康保険から原則として直接病院などに支払う	市民課
	子ども手当	中学校修了までの児童1人につき、月額13,000円を支給	子育て支援課
	子ども医療費助成	中学校修了までの児童の医療費自己負担分を助成	福祉課
0歳～	子育て支援金	第1子、第2子は10万円、第3子以降は20万円を支給 *手続きは4カ月健診時	子育て支援課
	ブックスタート	4カ月児、1歳6カ月児健診時に絵本の読み聞かせ会と絵本のプレゼント	子育て支援課
	予防接種(定期)	集団接種(ポリオ)、個別接種(三種混合など)の実施	健康推進課
就園中	保育園、幼稚園の保育料負担軽減	第3子以降の保育料の無料化、第1子、第2子も大幅な負担軽減	子育て支援課 教育総務課
小中学生	義務教育就学援助	経済的理由のため就学が困難な場合、学用品費、給食費、修学旅行費などを支給	学校教育課
障がい児	障がい児福祉手当	在宅で20歳未満の重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方に月額14,380円を支給(所得制限等あり)	福祉課
	障がい者福祉手当	在宅で身体障害者手帳などをお持ちの方で、他の制度による手当を受けていない方に障がいの程度に応じて支給。月額1,000円～5,000円	福祉課
	特別児童扶養手当	20歳未満の重度の障がいがある児童を養育している方に障がいの程度に応じて支給(所得制限等あり)。1級(重度)月額50,750円 ほか	福祉課
ひとり親家庭	母子・父子医療費助成	ひとり親家庭などのうち18歳までの児童(高等学校修業まで)を扶養している方とその児童の医療費自己負担分を助成(所得制限等あり)	福祉課
	児童扶養手当	父母の離婚などによる母子家庭などに対して、18歳までの児童(一定の障がいがある場合は20歳)を養育している場合に所得に応じた手当を支給(所得制限等あり)	子育て支援課
	母子家庭就業支援事業	母子家庭の母が自立支援を目的に受講する教育訓練講座の経費や職業訓練中の生活支援のために給付金を支給	子育て支援課
その他	遺児激励金	病気や事故などにより親などを失った児童(満19歳未満の遺児)に支給	子育て支援課

(平成22年4月現在)



### あなたのお手元に1枚 スマイルカード

「スマイル!タカヤマ」カードには、家庭児童相談室や教育相談窓口などの連絡先が記載されています。市内の小中学校の児童、生徒や保育園、幼稚園児の保護者に配布しています。

○乳幼児の健康の相談  
市保健センター  
☎35-3160  
(月～金曜日午前9時～11時)  
各支所地域振興課  
(木曜日午前8時30分～12時)

○教育相談窓口  
☎53-2368  
(月～金曜日午前9時～午後5時)  
いじめの相談・いじめSOSダイヤル  
☎35-3500  
(月～金曜日午前9時～午後5時)